

福井エリア地域原子力防災協議会（第1回）の開催について（案）

1. 実施日時・場所

日時：12月初旬

場所：東京都霞ヶ関周辺

2. 議題

「高浜地域の緊急時対応」について

3. 参加者

○構成員：福井県、滋賀県、京都府の副知事・関係府省指定職

福井県 杉本副知事、滋賀県 西嶋副知事
京都府 山内副知事

○オブザーバー：

- ・岐阜県
- ・関西広域連合
- ・重点区域関係市町（7市5町）
 - 福井県 高浜町、おおい町、小浜市、若狭町
 - 京都府 舞鶴市、綾部市、福知山市、南丹市、京丹波町、
宮津市、伊根町
 - 滋賀県 高島市
- ・関西電力株式会社

4. 配布資料

資料1	福井エリア地域原子力防災協議会の構成員について
資料2	高浜地域の緊急時対応（概要版）
資料3	高浜地域の緊急時対応（全体版）
参考資料1	地域防災計画の充実に向けた今後の対応
参考資料2	防災基本計画（一部抜粋）
参考資料3	福井エリアにおける検討体制について

5. プレス

- ・協議会実施前日にプレス説明会を開催
- ・冒頭カメラ撮り
- ・協議会終了後、ぶら下がり会見（内閣府政策統括官）
※府県及び関係市町による記者対応はなし

6. 公表

- ・配布資料一式、議事要旨（後日）

協議会の流れ（案）

<所要90分を予定>

1. 冒頭あいさつ・会議の趣旨説明 (5分)

— プレス退室 —

2. 「高浜地域の緊急時対応」の説明 (30分)

※概要をもとに実施

3. 意見交換 (50分)

- 関係府県及び関係市町より取組状況の報告・意見表明
- 関係府省から各自治体からの意見に対する回答
- その他

4. 「高浜地域の緊急時対応」の取りまとめ (5分)

- 関係府県・市町及び関係府省において、「高浜地域の緊急時対応」が具体的かつ合理的であることを確認

※協議会終了後、ぶら下がり会見（内閣府政策統括官）

地域防災計画の充実に向けた今後の対応

平成25年9月3日
原子力防災会議

1. 現状等

防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく新しい枠組に基づき、原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体による地域防災計画（原子力災害対策編）の策定が進んでいる。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されている。

2. 今後の対応

政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援することとし、原子力防災会議及び内閣府原子力災害対策担当室を中心に以下の取組を行う。

- (1) 内閣府原子力災害対策担当室は、原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する。
- (2) 原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認する。

防災基本計画（一部抜粋）

（平成27年3月 中央防災会議）

第12編 原子力災害対策編

第1章 災害予防

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

○内閣府は，原子力防災会議決定に基づき，原子力発電所の所在する地域ごとに，関係府省庁，地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置するものとする。国〔内閣府，関係省庁〕は，同協議会における要配慮者対策，避難先や移動手段の確保，国の実動組織の支援，原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて，地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うものとする。原子力事業者は，同協議会における検討等を踏まえて必要な体制をあらかじめ整備するものとする。

○国〔内閣府，関係省庁〕，地方公共団体等は，各地域の地域原子力防災協議会において，避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下本編において「緊急時対応」という。）が，原子力災害対策指針等に照らし，具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は，原子力防災会議の了承を求めするため，同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。

○国〔内閣府，関係省庁〕，地方公共団体等は，地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い，訓練結果から反省点を抽出し，その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ，継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。